

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 1 0 月 1 日

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

茅ヶ崎市条例第 3 6 号

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年茅ヶ崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5， 0 0 0 円」を「3 3 0， 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において改正前の茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第 1 8 条又は附則第 3 7 項の規定に基づき葬祭補償（令和 8 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものであって、かつ、その額が 6 6 0， 0 0 0 円未満であるものに限る。）として支払われた金額は、新条例第 1 8 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。